令和８年（フ）第２８８号
沖縄県那覇市字安里388番地26　すてむはうす．ｓａｋａｅｍａｃｈｉ、住民票上の前住所沖縄県糸満市西崎２丁目３番10―403号　カーサ丸徳２
債務者　田畑　綾華
1　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市吉倉町１丁目85番地４
債務者　一柳　宗弘
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１２３号
神奈川県逗子市新宿３丁目７番８号　ドウエルⅠ―201
債務者　清水知恵実
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５２号
神奈川県横須賀市野比１丁目17番21号　サンコーポ野比２Ｆ　203号
債務者　宮下　和美
1　決定年月日時　令和８年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５６号
神奈川県横須賀市津久井５丁目11番２号
債務者　石渡　　亮
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市大津町１丁目４番７号　クラルテ201
債務者　柴田　　亮
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１５８号
神奈川県横須賀市追浜東町１丁目28番地11　県営アパート５―201
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第８６９号
京都市右京区西院月双町７番地　パティオ篠226
債務者　片山　健二
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第６８２号
広島県安芸郡海田町畝２丁目12番９―101号
債務者　林　美砂子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９６号
広島市西区井口３丁目４番１―213号
債務者　松山　健司
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３３号
広島県大竹市本町２丁目13番７号
債務者　嶋田　美津子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０７号
広島市中区西平塚町６番５―401号
債務者　三村　優樹
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６２号
広島市中区西白島町27番２―704号
債務者　西元美智子
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７６９号
広島市安芸区中野１丁目１番18号
債務者　石原　舟恩
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和７年（フ）第４４号
亡平野壽則の最後の住所　青森県十和田市東十一番町13番26号　ハイツ三木野Ⅲ Ｂ３
破産者　亡平野壽則相続財産
1　決定年月日　令和８年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

令和７年（フ）第１０２号
千葉県東金市家徳472番地４　サンガーデン家徳Ｅ号棟
破産者　山本　英樹
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第９９号
奈良県大和高田市大字奥田10番地１
破産者　株式会社ＤＡＩＭＡＲＵ
1　決定年月日　令和８年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第１８２号
長野県松本市大字新村2508―３
破産者　合同会社ＰＥＡＣＥ　ＫＥＥＰＥＲ
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部